

福岡市にお住まいの方の、発達障がいに関する相談機関です。

対象となる方

- ・発達障がいがあるご本人、そのご家族
- ・診断はないが、ご自身またはご家族が発達障がいかもしれないとお悩みの方
- ・発達障がいに関わる支援者・支援機関・関係機関（知人・勤務先の方など含む）

※対象となる方の年齢や知的障がいの有無は問いません。
※福岡市にお住まいの方を対象としています。

開所時間

- ・月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです

利用方法

- ・電話やメールでご連絡ください
- ・ご相談に関する費用は無料です

お問い合わせ

TEL : (092)753-7411
FAX : (092)753-7412
Mail: youyou@fc-swc.org
https://fc-swc.org/yuyu



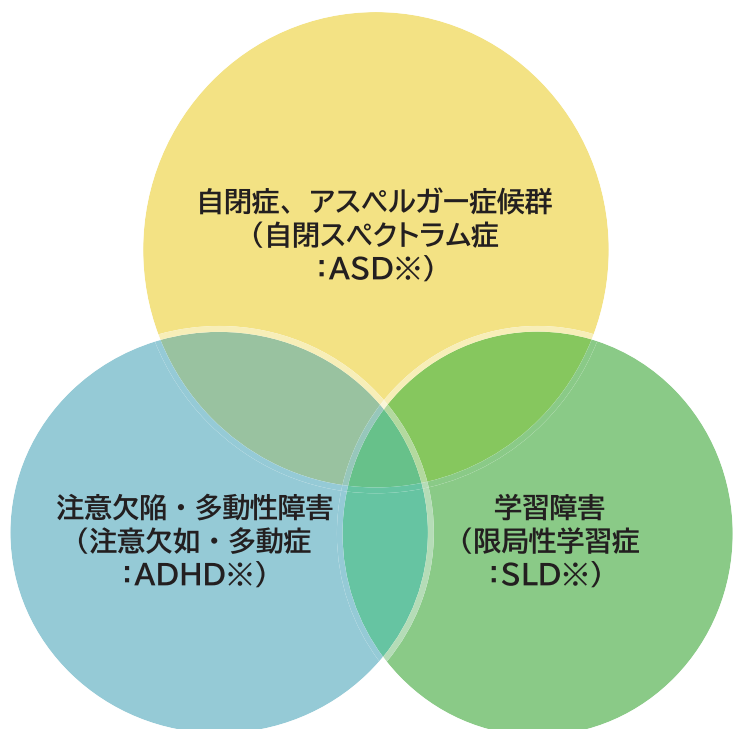
〒810-0073
福岡市中央区舞鶴1丁目4-13
福岡市舞鶴庁舎4階

- 西鉄バス「長浜一丁目」バス停 徒歩 3分
- 西鉄バス「法務局前」バス停 徒歩 5分
- 西鉄バス「舞鶴一丁目」バス停 徒歩 5分
- 地下鉄空港線「赤坂駅」3番出口 徒歩 6分
- 地下鉄空港線「天神駅」1番出口 徒歩 9分



発達障がいってなんだろう？

発達障害者支援法では、発達障がいを「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象としています。また、子どもにも大人にもこれらの特徴をもつ人がいます。



※はDSM-5の診断名

※このほか、トゥレット症候群や吃音（症）、発達性協調運動障害なども発達障がいに含まれます
※知的発達症（知的障害）を伴うことがあります

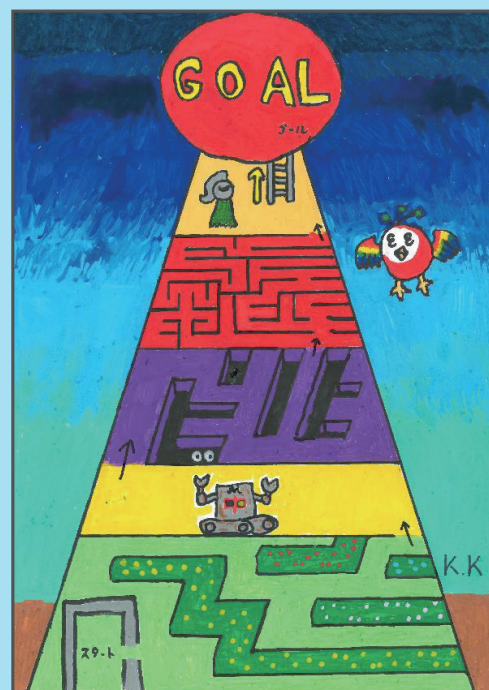
（参考）厚生労働省「発達障害の理解のために」



2026.3
Vol. 17

自分らしく 地域とつながる

～発達障がいのある方が利用できる福岡市の主な支援～



「迷路の塔」楠 耕平さん



発達障がいの診断を受けたいとき

発達障がいの診断は医療機関（成人は精神科または心療内科、児童は児童精神科や小児神経科など）の受診が必要となります。

発達障がいの診断を行っているかどうかは医療機関のホームページで確認したり、直接電話で問い合わせたりするなど、確認が必要です。

福岡県では、県のホームページに『発達障がいへの対応を行っている医療機関リスト』が公開されています。
※ゆうゆうセンターでは診断はできません



<医療機関リスト>

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hattatsuiryoukikan.html>



ご不明な点は
ゆうゆうセンターに
ご相談ください

受診の前に

医療機関の診療時間は限られています。
事前に以下を準備しておくことで安心して受診できます。

< 成育歴が分かるもの >

発達障がいかどうかの診断をする際に、成育歴は重要な情報となります。資料としては、母子手帳・小学校の通知表・小学校や中学校で書いた作文・幼少期の様子を記録したビデオなどが役立ちます。卒業した学校・就職先・勤続年数など、簡単に年表にしておく工夫も役立ちます。

< 相談したいことをまとめておく >

相談したいことについては整理して、今困っていることはどんなことかをあらかじめメモしておくことで安心です。

< その他 >

知能検査などの心理検査を受けたことがあれば、その結果も持参すると役立ちます。

発達障がいのある方が利用できる福岡市の主な支援

発達障がいの有無に関わらず利用できる支援もあります。
二次元コードがない支援制度等については各団体のホームページをご覧ください。
ご不明な点はゆうゆうセンターへお尋ねください。

乳幼児期

児童期

青年期以降

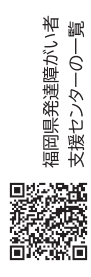
発達障がいについての相談

- 福岡市立発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）

※各都道府県・政令指定都市に設置

【福岡県内の場合】

- 福岡県発達障がい者支援センター（北九州地域）・北九州市発達障害者支援センター つばさ
- 福岡県発達障がい者（児）支援センター Life(福岡地域)



福岡県発達障がい者支援センターの一覧

子育てに関する相談

- 子ども総合相談センター えがお館

- 子ども家庭センター（各区の保健福祉課、健康課）

- 福岡市児童家庭支援センター（SOS子どもの村、SOS子どもの村西部、はぐはぐ、ちあふる）



えがお館

障がいや発達に関する相談

※就学前の子ども発達上のさまざまな相談に応じ、子育ての支援を行います
【療育センター等】

- あいあいセンター（中央区 / 博多区北部 / 城南区 / 早良区北部）

- 西部療育センター（早良区南部 / 西区）

- 東部療育センター（東区）

- 南部療育センター（博多区南部 / 南区）

運営法人ホームページ



子どもにあった支援を受けたい

- 児童発達支援センター

- 児童発達支援事業所

- 保育所等訪問支援 ※学齢期まで利用できます

- 特別支援保育事業（さぽーと保育）

上記療育センター等にご相談ください
※保育園（所）に通いながら受けられる支援も含まれます



発達が気になる未就学のお子さんの子育てサロン

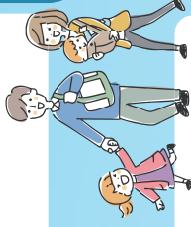
- チューリップくらぶ（東区）

- はかたん（博多区）

- もちもち（早良区）

- のびのび（西区）

※対象など詳しくは各区の地域保健福祉課へお問い合わせください



日中に通所する場所や余暇活動

- 障がい者フレンドホーム（各区に1カ所）

親の会

- 福岡市自閉症協会

- 福岡発達障がい者親の会「たけのこ」

- 福岡市成人期高機能自閉症・アスペルガー一症候群等 親の会「あすなろ」

経済的な支援

- 自立支援医療制度（精神通院医療）

- 特別児童扶養手当（20歳未満）

- 障害年金等（20歳以上）

※障がい者手帳の取得により所得税や住民税、その他税金の控除があります
※障がいの程度や所得状況など、一定の要件有り

福岡県発達障がい者支援センター

- 福岡県発達障がい者支援センター ゆう・もあ（筑豊地域）
- 福岡県発達障がい者支援センター あおそら（筑後地域）

心の健康に関する相談

- 福岡市精神保健福祉センター

※各種依存症やひきこもり等に関する相談

- 各区の健康課



福岡市精神保健福祉センター

地域の福祉サービスの利用についての相談

- 区障がい者基幹相談支援センター（東区第1、東区第2、東区第3、博多区第1、博多区第2、中央区、南区第1、南区第2、南区第3、城南区、早良区第1、早良区第2、西区第1、西区第2）



区障がい者基幹相談支援センターの一覧

在学先での主な相談先（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）

- 特別支援教育リーダーコーディネーター ・特別支援教育コーディネーター

- スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー

- 教育相談コーディネーター

お子さんの障がい特性や発達、学校の学習や友人関係、家庭での関わり方などの相談

- 発達教育センター

主に発達障がいのある子どもたちの就学相談や教育相談を行っています。

※教育相談：学習面、行動面、言葉等に関する相談



子どもにあった学校教育を受けたい

- ※個々の状況にあわせた特別支援教育があります

- 発達教育センター

- ※就学相談：お子さんの特性や発達に適した学びの場を相談

- 特別支援学校：障がいのある児童生徒が学ぶ学校

- 特別支援学級：小中学校の障がいのある児童生徒が学ぶ学級

- 通級指導教室：1週間に1回程度支援を必要とする児童生徒が学ぶ教室

授業の終了後、または学校の休業日に通って支援を受けたい

- 放課後等デイサービス

※小学生～18歳の就学している障がい児対象

ご利用には相談支援事業所への相談や受給者証の申請が必要となります
詳細は各区役所の相談窓口へお尋ねください

障がい福祉サービスを受けたい

- 居宅介護（ホームヘルプ）・・・自宅にて入浴や排泄及び食事などの支援

- 移動支援（ガイドヘルプ）・・・外出が困難な方への支援

- 短期入所（ショートステイ）・・・一時的に施設等で宿泊を伴った支援

【成人期以降】

- 生活介護

- グループホーム

- 自立訓練

- 就労移行支援 / 就労定着支援

- 就労選択支援

- 就労継続支援A型・B型



余暇など

その他

手帳の交付

- 精神障害者保健福祉手帳（各区の健康課）

- 療育手帳（各区の福祉・介護保険課）

※発達障がいは精神障がいの福祉制度の対象になります
※知的障がいと併せているときは療育手帳を取得することもできます

権利擁護に関する相談

- 福岡市障がい者110番

- 高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」

- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート福岡支部

- 権利擁護センターばあどあ福岡

通所・通学・福祉サービス

